

令和元年度第 2 回臨時庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：令和 2 年 3 月 1 3 日
 担当部・課：産業部商工課〔内線 3 5 2 0〕

① 件 名	石巻市中小企業者に対する融資利子補給事業について										
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 新型コロナウイルス感染拡大をはじめ、令和元年台風第 1 9 号や株式会社ヤマニシの会社更生法適用などの発生により、設備への被害、売上の大幅な減少など、市内中小企業者の経営環境に直接的及び間接的な影響がでている状況である。</p> <p>【目的】 本事業を実施することにより、中小企業者について、設備の復旧資金や売上減少による当面の運転資金調達を円滑にする。</p>										
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>〔石巻市総合計画との整合性 基本計画の位置付け：有・無〕 石巻市総合計画 第 3 章 地域資源を活かして元気産業を創造するまち 第 1 節 石巻独自の技術開発や新産業を創出する 4 地域を支える商工業の振興を図る</p>										
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">令和元年 10 月 1 2 日</td> <td>令和元年台風第 1 9 号に伴う災害にかかる災害救助法の適用</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年 2 月 2 0 日</td> <td>株式会社ヤマニシの更生手続開始申立に伴う中小企業信用保険法に基づく特例措置（セーフティネット保証 1 号）適用</td> </tr> <tr> <td>3 月 2 日</td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響に伴い中小企業信用保険法に基づく特例措置（セーフティネット保証 4 号）適用</td> </tr> <tr> <td>同月 1 1 日</td> <td>新型コロナウイルス感染拡大に対する対策として、政府から特別貸付等の中小企業者に対する支援策が公表</td> </tr> <tr> <td>同月 1 2 日</td> <td>部内及び庁内関係部署において協議</td> </tr> </table>	令和元年 10 月 1 2 日	令和元年台風第 1 9 号に伴う災害にかかる災害救助法の適用	令和 2 年 2 月 2 0 日	株式会社ヤマニシの更生手続開始申立に伴う中小企業信用保険法に基づく特例措置（セーフティネット保証 1 号）適用	3 月 2 日	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い中小企業信用保険法に基づく特例措置（セーフティネット保証 4 号）適用	同月 1 1 日	新型コロナウイルス感染拡大に対する対策として、政府から特別貸付等の中小企業者に対する支援策が公表	同月 1 2 日	部内及び庁内関係部署において協議
令和元年 10 月 1 2 日	令和元年台風第 1 9 号に伴う災害にかかる災害救助法の適用										
令和 2 年 2 月 2 0 日	株式会社ヤマニシの更生手続開始申立に伴う中小企業信用保険法に基づく特例措置（セーフティネット保証 1 号）適用										
3 月 2 日	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い中小企業信用保険法に基づく特例措置（セーフティネット保証 4 号）適用										
同月 1 1 日	新型コロナウイルス感染拡大に対する対策として、政府から特別貸付等の中小企業者に対する支援策が公表										
同月 1 2 日	部内及び庁内関係部署において協議										
⑤ 主な内容	<p>【概要】 自然災害などの直接的な被害や連鎖倒産などの間接的被害を受けた中小企業者の資金調達円滑化を図るため、予算の範囲内で利子補給金を交付する。</p> <p>【利子補給対象融資】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県中小企業経営安定資金（災害復旧対策資金・セーフティネット資金） ・日本政策金融公庫（災害復旧貸付・セーフティネット貸付・新型コロナウイルス感染症特別貸付・小規模事業者経営改善資金（マル経融資特枠）） ・商工組合中央金庫（災害復旧資金・セーフティネット資金） <p>※ 災害復旧対策資金、災害復旧貸付及び災害復旧資金は、激甚災害指定又は災害救助法適用など国が指定する災害を対象とするもの。 セーフティネット貸付及びセーフティネット資金は、1 号（連鎖倒産防止）、4 号（自然災害等）に該当するもの。 新型コロナウイルス感染症特別貸付は、新型コロナウイルスの影響により、一時的に売上の減少など業況悪化を来している中小企業・小規模事業者・個人事業主（フリーランス含む）の資金繰りを支援する制度。</p>										

マル経融資は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で行う融資。今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、特枠として融資限度額 1,000 万円が設定されたもの。

【利子補給の内容】

- 1 利子補給率：年利 1.0%
- 2 融資限度額：1 企業あたり 2,000 万円
- 3 対象期間：借入実行日から 3 年間
- 4 限度額：3 年間の利子総額のうち 1 企業あたり 50 万円

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

災害等や連鎖倒産により、経営環境に大きな影響を受けた中小企業者の資金借入の負担を軽減することで、中小企業者の安定的な経営継続が図られる。

【市財政への負担】

事業費 30,000 千円

（財源）

宮城県補助金「令和元年台風 19 号被災中小企業者対策資金利子補給事業」：補給額の 1/2 補助
※宮城県中小企業経営安定資金のうち、災害復旧対策資金（台風第 19 号）に係る利子補給

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

仙台市：災害関連（セーフティネット 4 号）融資を受けた中小企業者へ融資実行時の保証料を全額補助

大崎市：台風第 19 号関連の災害復旧対策資金等に対する利子補給

（3,000 万円以内、1.0%以内、借入実行日から 5 年、上限なし）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和 2 年 3 月 17 日 令和元年度及び令和 2 年度補正予算（債務負担行為）について、市議会第 1 回定例会に追加提案

3 月 31 日 （仮称）石巻市中小企業災害等資金利子補給交付要綱の制定

（施行予定年月日：令和 2 年 4 月 1 日）

※なお、同要綱の附則において、令和元年 10 月 12 日の台風第 19 号災害救助法適用、令和 2 年 2 月 20 日の株式会社ヤマニシの会社更生法適用に伴うセーフティネット 1 号適用及び令和 2 年 3 月 2 日の新型コロナウイルス感染症に伴うセーフティネット 4 号適用により、それぞれ遡及して適用する。

⑨ その他